

(韓国) 出入国管理法

[施行 2009. 6. 20] [法律第 9140 号、2008. 12. 19 一部改定]

【用語の解説】

(韓国) (日本)

- ・滞留……在留
- ・発給……発行
- ・就業……就労
- ・出席……出頭
- ・検査……捜索
- ・尋問……取調
- ・法院……裁判所

第 6 章 強制退去等

第 1 節 強制退去の対象者

第 46 条 (強制退去の対象者) 事務所長・出張所長又は外国人保護所長は、この章に規定された手続により、次の各号の一に該当する外国人を大韓民国外に強制退去させることができる。

1. 第 7 条の規定に違反した者

1 の 2 第 7 条の 2 の規定に違反した外国人、又は同条に規定された虚偽招請等の行為により入国した外国人

2. 第 11 条第 1 項各号の一に該当する事由が入国後に発見され、又は発生した者

3. 第 12 条第 1 項又は第 2 項又は第 12 条の 2 の規定に違反した者

4. 第 13 条第 2 項の規定により事務所長又は出張所長が付した条件に違反した者

5. 第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項・第 16 条第 1 項又は第 16 条の 2 第 1 項の規定による許可を受けずに上陸した者

6. 第 14 条第 3 項、第 15 条第 2 項・第 16 条第 2 項又は第 16 条の 2 第 2 項の規定により事務所長・出張所長又は出入国管理公務員が付した条件に違反した者

7. 第 17 条第 1 項・第 2 項、第 18 条、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条又は第 25 条の規定に違反した者

8. 第 22 条の規定により法務部長官が定めた居所又は活動範囲の制限その他遵守事項に違反した者

9. 第 28 条の規定に違反して出国しようとした者

10. 第 31 条の規定に違反した者

11. 禁錮以上の刑の宣告を受けて釈放された者

12. その他第 1 号から第 11 号に準ずる者として、法務部令で定める者

②第 10 条第 1 項の規定による滞留資格のうち、大韓民国に永住できる滞留資格を有する者は、前項の規定にかかわらず大韓民国外へ強制退去されない。但し、次の各号の一に該当する者は、この限りでない。

1. 刑法第 2 編第 1 章の規定による内乱の罪又は第 2 章の規定による外為の罪を犯した者

2. 5 年以上の懲役又は禁錮の刑の宣告を受け釈放された者のうち、法務部令で定める者

3. 第 12 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定を違反し、又はこれを教唆又は幫助した者

第 2 節 調査

第 47 条(調査) 出入国管理公務員は、第 46 条各号の一に該当する疑いのある外国人(以下"容疑者"という)について、その事実を調査することができる。

第 48 条(容疑者の出席要求及び尋問) ①出入国管理公務員は、第 47 条の規定による調査をする場合において必要なときは、容疑者の出席を要求して尋問することができる。

②出入国管理公務員が前項の規定により尋問をするときは、他の出入国管理公務員を参加させなければならない。

③第 1 項の規定による尋問をする場合において容疑者が行った陳述は、これを調書に記載しなければならない。

④第 3 項の規定による調書は、これを容疑者に読み聞かせ又は閲覧させた後、誤記の有無を尋ね、容疑者がその内容に対し増減又は変更の請求をしたときは、その陳述を調書に記載しなければならない。

⑤調書には、容疑者による割印をした後、署名又は記名捺印させ、容疑者が署名又は記名捺印することができず、又はこれを拒否したときは、その旨を調書に記載しなければならない。

⑥言葉が通じない者又は聴覚障害者又は言語障害者の陳述には、通訳人による通訳をさせなければならない。但し、聴覚障害者又は言語障害者については、文字で聞き、又は陳述させることができる。

⑦陳述中において韓国語でない文字又は符号があるときは、これを翻訳させなければならない。

第49条(参考人の出席要求及び陳述)①出入国管理公務員は、第47条の規定による調査をする場合において必要なときは、参考人の出席を要求し、その者の陳述を聞くことができる。

②第48条第2項から第7項の規定は、参考人の陳述に関しこれを準用する。

第50条(検査及び書類等の提出要求)出入国管理公務員は、第47条の規定による調査をする場合において必要なときは、容疑者の同意を得てその者の住居又は物品を検査し、又は書類又は物品の提出を要求することができる。

第3節 保護

第51条(保護)①出入国管理公務員は、外国人が第46条各号の一に該当すると疑うべき相当な理由があり、逃走又は逃走するおそれがある場合、事務所長・出張所長又は外国人保護所長から保護命令書の発付を受けてその外国人を保護することができる。

②前項の規定による保護命令書の発付を申請するときは、保護の必要性が認められる資料を添付して提出しなければならない。

③出入国管理公務員は、外国人が第46条各号の一に該当すると疑うべき相当な理由があり、逃走又は逃走するおそれがある場合、緊急を要して事務所長・出張所長又は外国人保護所長から保護命令書の発付を受ける余裕がないときは、その旨を知らせて出入国管理公務員の名義で緊急保護書を発付し、その外国人を保護することができる。

④出入国管理公務員は、第3項の規定によりその外国人を保護した場合、48時間以内に保護命令書の発付を受けてその外国人にこれを示さなければならず、その発付を受けることができないときは、直ちに保護を解除しなければならない。

第52条(保護期間及び保護場所)①保護期間は、10日以内とする。但し、やむを得ない事由があるときは、事務所長・出張所長又は外国人保護所長の許可を受けて10日を超えない範囲内において、1回に限り延長することができる。

②保護することができる場所は、外国人保護室・外国人保護所その他法務部長官が指定する場所とする。

第53条(保護命令書の執行)出入国管理公務員が保護命令書を執行するときは、容疑者にこれを示さなければならない。

第54条(保護の通知)出入国管理公務員は、容疑者を保護したときは、国内にあるその者の法定代理人・配偶者・直系親族・兄弟姉妹・家族・弁護士(以下"法定代理人等"という)又は容疑者が指定する者に3日以内に保護の日時・場所及び理由を書面により通知しなければならない。但し、

法定代理人等がなく、又は容疑者が通知を受ける者を指定しないときは、その事由を書面に記載し通知をしないことができる。

第 55 条 (保護に対する異議申請) ①保護命令書により保護された者又はその者の法定代理人等は、事務所長・出張所長又は外国人保護所長を経て、法務部長官に対し保護に関する異議申請をすることができる。

②法務部長官は、前項の規定による異議申請を受けた場合、遅滞なく関係書類を審査し、その申請に理由がないと認められるときは、決定でこれを棄却し、理由があると認められるときは、決定で保護された者の保護解除を命じなければならない。

③法務部長官は、第 2 項の規定による決定をするに先立ち必要なときは、関係人の陳述を聞くことができる。

第 56 条 (外国人の一時保護) ①出入国管理公務員は、次の各号の一に該当する外国人を 48 時間を超えない範囲内で、外国人保護室において一時保護することができる。

1. 第 12 条第 4 項の規定により入国が許可されない者
2. 第 13 条第 1 項の規定により条件付入国許可を受けた者で逃走し、又は逃走するおそれがあると認められるに相当の理由がある者
3. 第 68 条第 1 項の規定により出国命令を受けた者で逃走し、又は逃走するおそれがあると認められるに相当の理由がある者

②出入国管理公務員は、前項の規定により一時保護した外国人について、出国のための交通手段の未確保、疾病その他やむを得ない事由により 48 時間内に送還することができないときは、事務所長又は出張所長の許可を受けて 48 時間を超えない範囲内において、1 回に限り保護期間を延長することができる。

第 56 条の 2 (被保護者の緊急移送等) ①事務所長・出張所長又は外国人保護所長は、天災・地変・火災その他の事変により、第 52 条第 2 項の規定による保護場所(以下 "保護施設" という)において避難の方法がないと認められるときは、保護施設に保護されている者(以下 "被保護者" と言う)を他の場所へ移送することができる。

②事務所長・出張所長又は外国人保護所長は、前項の規定による移送が不可能と判断される場合、外国人の保護措置を解除することができる。

第 56 条の 3 (被保護者の人権尊重等) 被保護者の人権は、最大限尊重されなければならない。また、国籍・性別・宗教・社会的身分等による被保護者への差別は禁止される。

第 56 条の 4 (強制力の行使) ①出入国管理公務員は、被保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、その被保護者に対し強制力を行使することができる。また、他の被保護者と隔離して保護することができる。

- 1.自殺又は自害行為をしようとするとき
- 2.他人に危害を加え又は加えようとするとき
- 3.逃走又は逃走しようとするとき
- 4.出入国管理公務員の職務執行を正当な事由なく拒否又は忌避又は妨害するとき
- 5.その他保護施設及び被保護者の安全と秩序を著しく害する行為を行い、又は行おうとするとき

②前項の規定による強制力の行使は、必要最小限にしなければならない。また、被保護者を押さえるために身体的拘束力を行使し、又は警棒・催涙ガス弾・電子衝撃機その他保安装備として法務部長官が指定した保護装備を使用することに限られる。

③第1項の規定による強制力を行使しようとするときは、あらかじめ当該被保護者に対し、警告しなければならない。但し、緊急な状況によりあらかじめ警告する時間的余裕がないときは、この限りでない。

④出入国管理公務員は、第1項の各号のいずれかに該当し、又は保護施設の秩序維持又は強制退去時の護送等のため必要な場合は、次の各号の戒具を使用することができる。

- 1.手錠
- 2.捕縄
- 3.顔面保護具
- 4.その他保護外国人の戒護において、特に必要と認められる戒具として法務部令で定めるもの

⑤第4項の規定による戒具の使用及び使用手続に関する事項は、法務部令で定める。

第56条の5(身体等の検査)①出入国管理公務員は、保護施設の安全と秩序維持のため必要な場合は、被保護者の身体・衣類及び携帯品を検査することができる。

②被保護者が女性の場合は、前項の規定による検査は女性の出入国管理公務員がしなければならない。但し、女性の出入国管理公務員がいないときは、事務所長・出張所長又は外国人保護所長の指名する女性がすることができる。

第56条の6(面会等)①被保護者が、他人との面会・手紙のやり取り・通話をしようとするときは、事務所長・出張所長又は外国人保護所長の許可を受けなければならない。この場合、事務所長・出張所長又は外国人保護所長は、保護施設の安全と秩序維持及び被保護者の安全・健康・衛生のためやむを得ないと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。

②前項の規定による面会・手紙のやり取り・通話の許可手続及びその制限に関する具体的な事項は、法務部令で定める。

第 56 条の 7(安全対策)①事務所長・出張所長又は外国人保護所長は、保護施設の安全と秩序を維持し、緊急事態に効率적으로対処するため法務部令で定めるところにより、必要な施設及び監視装備を設置することができる。

②前項の規定による施設及び監視装備は、被保護者のプライバシー侵害等を考慮して必要最小限度の範囲内において設置・運営されなければならない。

第 57 条(被保護者の処遇)外国人保護室及び外国人保護所の設備、保護されている者の処遇・給養・警備その他必要な事項は、法務部令で定める。

第 4 節 審査及び異議申請

第 58 条(審査決定)事務所長・出張所長又は外国人保護所長は、出入国管理公務員が容疑者に対する調査を終えたときは、遅滞なく容疑者が第 46 条各号の一に該当しているか否かを審査して決定しなければならない。

第 59 条(審査後の手続)①事務所長・出張所長又は外国人保護所長は、審査の結果容疑者が第 46 条各号の一に該当しないと認めるときは、遅滞なく容疑者にその旨を知らせなければならない。容疑者が保護されているときは、直ちに保護を解除しなければならない。

②事務所長・出張所長又は外国人保護所長は、審査の結果容疑者が第 46 条各号の一に該当すると認められるときは、強制退去命令書を発付することができる。

③事務所長・出張所長又は外国人保護所長は、強制退去命令書を発付する場合その容疑者に対し、法務部長官に異議申請をすることができることを知らせなければならない。

第 60 条(異議申請)①容疑者が強制退去命令に関して異議申請をしようとするときは、強制退去命令書を受けた日から 7 日以内に事務所長・出張所長又は外国人保護所長を経て、法務部長官に対し異議申請書を提出しなければならない。

②事務所長・出張所長又は外国人保護所長は、前項の規定による異議申請書を受理したときは、審査決定書及び調査記録を添付して法務部長官に提出しなければならない。

③法務部長官は、第 1 項及び第 2 項の規定による異議申請書等を受理したときは、異議申請に理由があるか否かを審査決定し、その旨を事務所長・出張所長又は外国人保護所長に通知しなければならない。

④事務所長・出張所長又は外国人保護所長は、法務部長官から異議申請に理由があるとの決定の通知を受けたときは、遅滞なく容疑者にその旨を知らせ、容疑者が保護されているときは、直ちにその保護を解除しなければならない。

⑤事務所長・出張所長又は外国人保護所長は、法務部長官から異議申請に理由がないとの決定の通知を受けたときは、遅滞なく容疑者にその旨を知らせなければならない。

第 61 条 (滞留許可の特例) ①法務部長官は、第 60 条第 3 項の規定による決定をする場合において、異議申請に理由がないと認められる場合であっても、容疑者が大韓民国の国籍を有していた事実があり、又はその他大韓民国に滞留しなければならない特別な事情があると認められる場合には、その者の滞留を許可することができる。

②法務部長官は、前項の規定による許可をする場合において滞留期間その他必要な条件を付すことができる。

第 5 節 強制退去命令書の執行

第 62 条 (強制退去命令書の執行) ①強制退去命令書は、出入国管理公務員がこれを執行する。

②事務所長・出張所長又は外国人保護所長は、司法警察官吏に強制退去命令書の執行を依頼することができる。

③強制退去命令書を執行するときは、その命令を受けた者に強制退去命令書を示して、遅滞なくその者を第 64 条の規定による送還国に送還しなければならない。但し、第 76 条の規定により船舶等の長又は運輸業者が送還する場合は、出入国管理公務員は、その船舶等の長又は運輸業者にその者を引き渡すことができる。

第 63 条 (強制退去命令を受けた者の保護及び保護解除) ①事務所長・出張所長又は外国人保護所長は、強制退去命令を受けた者を直ちに大韓民国外に送還することができないときは、送還が可能なる時までその者を外国人保護室・外国人保護所その他法務部長官が定める場所において保護することができる。

②事務所長・出張所長又は外国人保護所長は、強制退去命令を受けた者が他の国家から入国が拒否される等の事由により送還できないことが明白になったときは、住居の制限その他必要な条件を付してその者の保護を解除することができる。

第 64 条 (送還国) ①強制退去命令を受けた者は、国籍又は市民権を有する国家に送還される。

②前項の規定による国家に送還することができない場合は、次の各号の一に該当する国家に送還することができる。

1. 大韓民国に入国する前に居住した国家
2. 出生地がある国家

3. 大韓民国に入国するため船舶等に乗った港が属する国家

4. その他本人が送還されることを希望する国家

③難民に対しては、第1項又は第2項の規定にかかわらず難民協約第33条第1項の規定により、追放又は送還が禁止される領域が属する国家への送還はしない。但し、法務部長官が大韓民国の利益又は安全を害すると認めるときは、この限りでない。

第6節 保護の一時解除

第65条(保護の一時解除)①保護命令書又は強制退去命令書の発行を受けて保護されている者、その者の保証人又は法定代理人等は、大統領令で定めるところにより事務所長・出張所長又は外国人保護所長に対し保護の一時解除を請求することができる。

②事務所長・出張所長又は外国人保護所長は、前項の規定による請求があるときは、被保護者の情状、解除要請事由、資産その他の事項を参酌して1千万ウォン以下の保証金を預置させ、住居の制限その他必要な条件を付して保護を一時解除することができる。

③第2項の規定による保証金の預置及び返還の手続は、大統領令で定める。

第66条(保護一時解除の取消)①事務所長・出張所長又は外国人保護所長は、保護から一時解除された者が逃走し、又は逃走する恐れがあると認められ、又は正当な事由なく出席命令に応じないとき、その他一時解除に付した条件に違反したときは、その保護の一時解除を取消し、再び保護の措置をすることができる。

②事務所長・出張所長又は外国人保護所長は、前項の規定により保護の一時解除を取消す場合、保護一時解除取消書を発付して保証金の全部又は一部を国庫に帰属させることができる。

③第2項の規定による保証金の国庫帰属手続は、大統領令で定める。

第7節 出国勧告等

第67条(出国勧告)①事務所長又は出張所長は、大韓民国に滞留する外国人が次の各号の一に該当する場合は、その外国人に対し自主的に出国することを勧告することができる。

1. 第17条及び第20条の規定に違反した者として、その違反程度が軽い場合

2. その他この法律又はこの法律による命令に違反した者として、法務部長官がその出国を勧告する必要があると認める場合

②事務所長又は出張所長は、第1項の規定により出国勧告をするときは、出国勧告書を発付しな

なければならない。

③第2項の規定による出国勧告書を発行する場合、その日から5日の範囲内に出国期限を定めることができる。

第68条(出国命令)①事務所長・出張所長又は外国人保護所長は、次の各号の一に該当する外国人に対し、出国命令をすることができる。

1. 第46条各号の一に該当すると認められ、又は自費で自主的に出国しようとする者
2. 第67条の規定による出国勧告を受けてもこれを履行しない者
3. 第89条の規定により各種許可が取り消された者

3の2. 第100条第1項から第3項の規定による過怠料処分後、出国措置することが妥当であると認められる者

4. 第102条第1項の規定による通告処分後、出国措置することが妥当であると認められる者

②事務所長・出張所長又は外国人保護所長は、第1項の規定により出国命令をするときは、出国命令書を発付しなければならない。

③第2項の規定による出国命令書を発付するときは、法務部令で定めるところにより出国期限を定め、住居の制限その他必要な条件を付すことができる。

④事務所長・出張所長又は外国人保護所長は、出国命令を受けても指定した期限までに出国せず、又は第3項の規定により付した条件に違反した者については、遅滞なく強制退去命令書を発付しなければならない。

第7章 船舶等の検査

第69条(船舶等の検査及び審査)①船舶等が出入国港に出入港するときは、出入国管理公務員の検査を受けなければならない。

②船舶等の長又は運輸業者は、船舶等がやむを得ず出入国港以外の場所に出入港しなければならない事由が発生したときは、第74条の規定による出入港予定通知書にその事由を疎明する資料を添付して、あらかじめ事務所長又は出張所長に提出し、前項の規定による検査を受けなければならない。但し、航空機の不時着、船舶の遭難等不意の事故が発生したときは、遅滞なくその事実を事務所長又は出張所長に報告し、検査を受けなければならない。

③出入国管理公務員は、第1項又は第2項の規定により検査をするときは、次の各号の事項を審査しなければならない。

1. 乗務員及び乗客の出入国適格可否又は離船可否

2. 法令に違反して入国又は出国を試みる者が船舶等に乗っているか否か

3. 第72条の規定による乗船許可を受けない者がいるか否か

④出入国管理公務員は、第1項から第3項までの規定により検査及び審査をするときは、船舶等の長に対し航海日誌その他必要な書類の提出又は閲覧を要求することができる。

⑤出入国管理公務員は、船舶等に乗船中の乗務員・乗客その他出入者の身元を確認するため、その者らに質問し、又はその身分を証明する書類等の提示を要求することができる。

⑥事務所長又は出張所長は、船舶等の検査を法務部令で定めるところにより、書類審査に代えることができる。

⑦船舶等の長は、出港検査が終了後3時間以内に出港することができないやむを得ない事由が発生したときは、事務所長又は出張所長に対しその事由を報告し、出港直前に再び検査を受けなければならない。

第70条(内航資格船舶等の検査及び審査)大韓民国領域内において、人又は物を輸送する船舶・航空機その他の交通機関(以下"内航資格船舶等"という)が不意の事故・航海上の問題等特別な事情により外国に寄港した場合は、その後入港したときに第7章及び第8章の規定による出入国管理公務員の入港検査を受けなければならない。

第71条(出入国の停止等)①事務所長又は出張所長は、第69条第3項の規定による審査の結果、違法な事実を発見したときは、関係乗務員又は乗客の出国又は入国を停止させることができる。

②前項の規定による出入国の停止は、違法な事実の調査に必要な期間に限る。

③第2項の規定による調査を終えた後も、引き続き出入国の禁止又は停止をする必要があるときは、第4条・第11条又は第29条の規定による法務部長官の決定を受けなければならない。

④事務所長又は出張所長は、第1項、第4条又は第29条の規定により乗客又は乗務員の出国を禁止又は停止するため必要があると認められるときは、船舶等に対し出港の一時停止又は回航を命じ、又は船舶等への出入を制限することができる。

⑤事務所長又は出張所長は、第4項の規定により船舶等に対する出港の一時停止又は回航を命じ、又は出入を制限する場合、遅滞なくその事実を船舶等の長又は運輸業者に通知しなければならない。出港の一時停止・回航命令又は出入制限を解除した場合もまた同じである。

⑥第4項の規定による船舶等の出港の一時停止等は、職務遂行に必要な最小限の範囲内においてしなければならない。

第72条(乗船許可)①出入国港又は出入国港以外の場所において停泊する船舶等の乗務員及

びその乗客、又は他の法令の規定により出入することができる者以外の者がその船舶等に出入しようとする場合は、事務所長又は出張所長の乗船許可を受けなければならない。

②出入国管理公務員以外の者が、出入国審査場に出入しようとする場合も前項と同じである。

第8章 船舶等の長及び運輸業者の責任

第73条(運輸業者等の一般的義務等) 船舶等の長又は運輸業者は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

1. 入国又は上陸許可を受けない者の入国・上陸の防止
2. 有効な旅券(船員の場合は旅券又は船員身分証明書をいう)及び必要な査証を所持しない者の搭乗の防止
3. 乗船許可又は出国審査を受けない者の搭乗の防止
4. 出入国管理公務員が、第1号から第3号に規定された入国・上陸・搭乗の防止のため要請する監視員の配置
5. この法律に違反して、出入国を試みる者が隠れているか否かを確認するための船舶等の検査
6. 船舶等の検査及び出入国審査の終了までの船舶等への無断出入禁止
7. 船舶等の検査及び出国審査の終了後、出港前までの乗務員又は乗客の乗・下船の防止
8. 出入国管理公務員が、船舶等の検査及び出入国審査のため職務遂行において特に必要があると認めて命ずる事項

②出入国管理公務員は、次の各号のいずれかに該当する業務を遂行するため必要があるときは、あらかじめ事務所長又は出張所長の承認を得て、運輸業者が運営する予約情報システムの資料を情報通信網を通じて閲覧し、又は文書による提出を運輸業者に対し要請することができる。この場合、運輸業者はこれに応じなければならない。

1. 第7条第1項・第7条の2又は第12条の2第1項の規定を違反した者に対する調査業務
2. テロ及びこれに準ずる場合第11条第1項第2号及び第3号に該当する者に関する調査業務

③第2項の規定により閲覧又は文書により提出を受ける資料の範囲は、次の各号に限る。

1. 国籍及び住所
2. 予約及び搭乗手続時の場所

3.旅行経路及び旅行社

4.同行搭乗者及び座席番号

5.手荷物

6.航空券購入代金決済方法

④第2項の規定により資料の閲覧又は文書の提出を要請することができる出入国管理公務員については、事務所長又は出張所長が指定する者に限る。

⑤第4項の規定により指定された出入国管理公務員は、職務上知り得た予約情報システムの資料について、漏洩又は権限なく処理し、又は他人の利用に供する等、不当な目的に使用してはならない。

⑥第2項の規定による資料の閲覧方法及び保存期限等に関する具体的な事項は、大統領令で定める。

第74条(事前通報の義務)船舶等が出入国港に出入港する場合、その船舶等の長又は運輸業者は、事務所長又は出張所長に対し出入港予定日時その他必要な事項を記載した出入港予定通知書をあらかじめ提出しなければならない。但し、航空機の不時着、船舶の遭難等不意の事故が発生したときは、遅滞なくその事実を通知しなければならない。

第75条(報告の義務)①出入国港又は出入国港以外の場所に出入港する船舶等の長又は運輸業者は、大統領令で定める事項を記載した乗務員名簿及び乗客名簿を添付した出入港報告書を事務所長又は出張所長に提出しなければならない。

②前項の規定による出入港報告書は、標準化された電子文書で提出しなければならない。但し、法務部令で定めるやむを得ない事由により標準化された電子文書で提出することができないときは、遅滞なく事務所長又は出張所長に報告し書類で提出することができる。

③第1項の規定による出入港報告書の提出時期等手続に関する具体的な事項は、大統領令で定める。

④出入国港又は出入国港外の場所に入港する船舶等の長又は運輸業者は、旅券(船員の場合は旅券及び船員身分証明書をいう)を所持していない者がその船舶等に搭乗していることを知ったときは、遅滞なくこれを事務所長又は出張所長に報告し、その者の上陸を防止しなければならない。

⑤出入国港又は出入国港以外の場所から出港する船舶等の長又は運輸業者は、乗務員の帰船の有無及び正当な出国手続を経ず出国しようとする者の有無に関して、事務所長又は出張所長に報告しなければならない。

第76条(送還の義務)次の各号の一に該当する外国人が搭乗した船舶等の長又は運輸業者は、

その者の費用と責任により、その外国人を遅滞なく大韓民国外に送還しなければならない。

1. 第7条第1項から第4項、又は第10条第1項の規定による要件を備えない者
2. 第11条の規定により入国が禁止され、又は拒否された者
3. 第12条第4項の規定により船舶等の長又は運輸業者の帰責事由により入国が許可されない者
4. 第14条の規定により上陸した乗務員として、その者が搭乗した船舶等が出港するときまでに帰船しない者
5. 第46条第1項第5号又は第6号の規定に該当する者として、強制退去命令を受けた者